

浦 監 第 288 号  
令和 4 年 10 月 18 日

浦安市監査委員 町 田 清 英

浦安市監査委員 大 塚 修 平

浦安市監査委員 西 川 嘉 純

浦安市職員措置請求に基づく監査の結果の公表について

地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づき、令和 4 年 8 月 19 日に提出された浦安市職員措置請求について同条第 4 項の規定により監査を実施したので、その結果を別紙のとおり公表します。

## 浦安市職員措置請求に係る監査の結果

### 第1 請求人

浦安市職員措置請求の請求人は、次のとおりである。

住所・氏名 省略

### 第2 請求の受理

令和4年8月19日、浦安市監査委員に対し、地方自治法(以下「法」という。)第242条第1項の規定に基づき浦安市職員措置請求書(以下「措置請求書」という。)が提出され、令和4年9月7日付けで本措置請求書を受理した。

### 第3 請求の要旨

措置を求める理由

浦安市長(以下「市長」という。)は、2022年5月13日に、請負代金24,420,000円の「湾岸緩衝他4地区緑地植栽管理業務委託契約」を締結している。しかしながら、契約に違反し作業の着手が遅延している。作業の遅延は植物の季節的特性を鑑みれば、植栽管理業務の目的を果たしていない。

これは、不適切な公金の支出に該当するものである。

よって、「委託契約の履行を適正に管理することを怠っている事実を改めること」を市長に勧告することを請求する。

(添付書類)

事実証明・「公園緑地の維持管理(川崎市)」抜粋

- ・「業務委託契約書(表紙)」2017～2022
- ・工程表 2018年度、2019年度、2020年度、2022年度
- ・特記仕様書 2018年度、2022年度
- ・街路緑道植栽管理業務委託仕様書
- ・受託事業者からの詫言状 2018.8.2
- ・市長への手紙の回答について(受付番号190140) 2019.7.24

※本件請求内容に直接関連しないものも含む

## 第4 監査の実施

### 1 監査対象事項

浦安市職員措置請求書に記載されている事項を証する書面並びに請求人の陳述内容から、次の事項について監査を実施した。

令和4年5月13日に締結した、「湾岸緩衝他4地区緑地植栽管理業務委託契約」において特記仕様書に、「湾岸緩衝緑地の低木の刈込は6月に行うものとする。」とされている作業が6月には行われず8月の作業となったことについて、この作業の遅延は、植栽管理業務の目的を果たしておらず、公金の不適正な支出であるのかを監査の対象事項とした。

### 2 監査対象部局

都市整備部 みどり公園課

### 3 請求人の証拠の提出及び陳述

#### 請求人の陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対し、証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、令和4年9月15日に市の関係職員の立会いのもと、請求人から請求内容についての補足説明が行われた。

また、請求人から、新たな証拠とされる資料の提出があった。

(提出された資料)

- ・浦安公園の雑草の異常繁茂写真
- ・東野3丁目の緩衝緑地帯の芝桜花壇を剥ぎ取って市が設けた「通路」写真
- ・市道の中央分離帯の芝生の雑草繁茂の写真
- ・分析報告書（残留農薬グリホサート）2021.11.10
- ・浦安市公文書不開示決定通知書（浦み第249号 2019.7.11）
- ・市長への手紙の回答について（受付番号220066）2022.5.13

※本件請求内容に直接関連しないものも含む

### 4 監査対象部局への監査

令和4年9月15日から令和4年9月26日にかけて、監査対象部局に対し、措置請求書の内容に係わる事項について、文書照会による回答の提出を求めるとともに、措置請求書の内容に係る関係書類の提出を求め、監査を行った。

## 第5 監査の実施内容

### 1 請求人の陳述

請求人の陳述の概要は、次のとおりである。

(請求人からの陳述)

本市の公園や緑地の植栽に関わる業務委託契約の契約書には、共通仕様書が添付されている。共通仕様書のもととなるのは「公園・緑地の維持管理と積算」(財団法人経済調査会)で、これが共通仕様書の一部になっているのは間違いない。

この種本には、植栽に応じた施工時期とその重要性が記載されている。市の植栽管理仕様書には、この時期的なものは入っていない。

工程表は、業者が作成して市に提出するが、実際は前例踏襲というような形で、提出書類の中に工程表がなければいけないので、市は、工程表がついているかどうかをチェックするのみで、中身の妥当性はチェックしていない。

工程表と実際の施工時期の遅れ、ずれなどは事実証明書で記載したとおり管理できていない。非常に形骸化している。

適正な管理については、植物ごとにこの時期に行うか等が抜けており、工程表があるかないかということだけになっている。

また、この種本には、維持管理計画というのは年間計画だけではなくて長期計画が必要だと書かれているが、みどりの基本計画でも、それぞれの個々の公園の長期計画について言及していない。前例踏襲の形で漫然とした業務がずっと続いている。

### 2 事実の確認

本件監査に係る事実関係について、監査対象部局の説明を求めるなど確認した結果は、次のとおりである。

#### (1) 「湾岸緩衝他4地区緑地植栽管理業務委託契約」において、本契約委託特記仕様書及び作業工程表で湾岸緩衝緑地の低木の刈り込みは6月に行うこととされている理由

本契約の特記仕様書及び作業工程表の中で、湾岸緩衝緑地の低木の刈り込みを6月としている理由は、財団法人経済調査会の「公園・緑地の維持管理と積算」や(株)ワールドグリーン出版の「庭公園樹と地被植物」などを参考に、樹種によっては異なるが春に芽吹いた花の時期が終わる6月ごろに実施することとしているとのことであった。

請負事業者は、仕様書に基づき効率的な作業工程表を作成し進捗状況を

監督職員に報告している。しかし、その中で天候等により大幅な変更が生じる場合もあり、そのような場合は監督職員と協議したうえ、樹勢に影響が出ない範囲で契約期間内に完了するよう指示しているということであった。

(2) 特記仕様書及び作業工程表の中で6月に予定されていた湾岸緩衝緑地の低木の刈り込み作業が8月実施となったことについて、経緯、経過と遅延したことによる影響について

契約当初、6月に実施する予定であった湾岸緩衝緑地の低木の刈り込みについては、請負業者の作業員が新型コロナウイルス感染症に罹患したことや濃厚接触により人員不足となったこと、また、梅雨明けが早かったことなどの天候の影響により雑草の繁茂が著しく、除草作業に時間を要し全体的な作業の遅れがでたもので、主に市民が通行する緑地の植栽管理を優先して行うため、東野地区の湾岸緩衝緑地植栽管理業務については、8月の実施となる旨の連絡があったことから、8月の作業になることについて、樹勢に影響がないことを確認したうえで了承し作業が実施されたものである。

## 第6 監査の結果

### 1 主文

本請求には理由がないと判断し、棄却とする。

### 2 理由

請求人は、「湾岸緩衝他4地区植栽管理業務委託」において、本委託契約については、事業者から提出される工程表の施工時期に作業が行われていない。作業の遅延は植栽管理業務の目的を果たしておらず、これは不適切な支出に該当すると主張している。

本契約の特記仕様書や作業工程表で、湾岸緩衝緑地の低木の刈り込みを6月としている理由については、樹種によっては異なるが参考図書等から春に芽吹いた花の時期が終わる6月ごろの実施が良いとされているため、請負業者は、仕様書に基づき効率的にスムーズに作業ができるよう工程表を作成している。

しかし、天候等により大幅な変更が生じる場合もあり、そのような場合は市と協議したうえ、樹勢に影響が出ない範囲で契約期間内に完了するよう指示しているということであった。

本件は、請負業者の作業員の新型コロナウイルス感染症の罹患や濃厚接触により人員不足となったことや、梅雨明けが早かったことなどの天候の影響で雑草の繁茂が著しく、予想以上に他地区の除草作業に時間を要したことで湾岸緩衝東野地区の刈り込み作業の遅延が報告され、樹勢への影響が出ないことを確認し、8月の作業実施を了承したもので、仕様書の内容に変更はあったものの、市との協議の結果であり、契約期間内の樹勢への影響がない時期に履行されていることから不当な支出であるとは認められないと判断した。